令和７年度

# 村山市　財政健全化<br>経営健全化　審査意見書

村山市監査委員

監　第　28　号
令和 8 年 8 月 20 日

村山市長　　志　布　隆　夫　　様

村山市監査委員　　古　瀬　忠　昭

村山市監査委員　　寺　崎　智　広

# 令和 7 年度村山市財政健全化判断比率及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

# 令和７年度村山市財政健全化及び経営健全化　審査意見

## 1　審査の対象

(1) 令和７年度　健全化判断比率
　(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)
(2) 令和７年度　公営企業の資金不足比率
(3) 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2　審査の方法

審査は、令和８年８月３日付をもって市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて関係書類と照合するとともに、関係職員から説明を求めるなどにより実施した。

## 3　審査の期間

令和８年８月３日から同年８月20日まで

## 4　審査の結果

審査に付された財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### (1)財政の健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率及び将来負担比率に関しては、いずれも生じていない。また、実質公債費比率は早期健全化基準未満であった。今後とも、健全な財政運営に努められたい。

「健全化判断比率」の年度対比

（単位：％）

| 区分 | 健全化判断比率 | 令和７年度 | 令和６年度 | 早期健全化基準（R7） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ア | 実質赤字比率 | －<br>(△10.78) | －<br>(△11.04) | 13.76 | |
| イ | 連結実質赤字比率 | －<br>(△26.34) | －<br>(△32.87) | 18.76 | |
| ウ | 実質公債費比率 | 9.2 | 9.2 | 25.0 | |
| エ | 将来負担比率 | －<br>(△3.6) | 16.5 | 350.0 | |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率及び将来負担比率については、当該比率は生じていないため、「－」で表示している。

ア　実質赤字比率／　イ　連結実質赤字比率

・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字が生じなかったため算出されなかった。

ウ　実質公債費比率

・一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は 9.2%で、前年度から変動はなく、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

エ　将来負担比率

・一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率については、算出されなかった。

(2)公営企業の資金不足比率

各会計において、経営健全化基準による資金不足は生じておらず、健全な状態にあると認められる。

「資金不足比率」の年度対比

（単位：%）

| | 事　業　会　計　名 | 資金不足比率 | | 経営健全化基準(R7) | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | | |
| ア | 水道事業会計 | ー<br>(△187.80) | ー<br>(△289.95) | 20.0 | |
| イ | 下水道事業会計 | ー<br>(△62.19) | ー<br>(△46.44) | | |

※資金不足比率については、当該比率は生じていないため、「ー」で表示している。

ア　水道事業会計

・9 億 2,884 万 3 千円の資金剰余であり、資金不足比率は算出されなかった。

イ　下水道事業会計

・1 億 5,595 万 2 千円の資金剰余であり、資金不足比率は算出されなかった。